

日南市ひなた暮らし実現応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、移住・定住の促進及び地域の人手不足の解消に資するため、宮崎県と共同して、予算の範囲内において日南市ひなた暮らし実現応援事業を行うこととし、その交付については、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領（令和元年7月19日定め。以下「県要領」という。）、各法令、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(補助対象事業)

第2条 本要綱による日南市ひなた暮らし実現応援事業における補助対象事業は、次のとおりとする。ただし、「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」（令和元年7月19日定め）に基づく移住支援事業は除く。

- (1) 就職・起業移住支援事業
- (2) 農林漁業等就業移住支援事業 国、県、市町村及び関係機関が実施する農林漁業又は医療福祉事業等の人材確保支援策を活用した者

(交付金額)

第3条 日南市ひなた暮らし実現応援事業費補助金（以下「ひなた補助金」という。）の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2人以上の世帯 1世帯当たり100万円（申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は200万円とする。）
- (2) 単身世帯 30万円

(交付要件等)

第4条 各事業の支給要件等は、次のとおりとする。

- (1) 就職・起業支援事業
 - ア 県要領第4の1(1)(2)(3)(5)(6)に定める要件を満たす者
 - イ (起業のみ) 商店会に加入する者
- (2) 農林漁業等就業移住支援事業
 - ア 県要領第4の2(1)(2)(4)(6)に定める要件を満たす者
 - イ (自営での農林漁業への就業のみ) 県要領別表1又は本要綱別表に定める人材確保支援策を活用した者

(交付の申請)

第5条 ひなた補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、県要領第4の1(8)①又は第4の2(8)①に基づき、ひなた補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、本市に転入してから1年以内の間に、市長に提出するものとする。（注記1）

注記1：県外から県内市町村に転入し、農林漁業の研修を受講した者については、転入日は

当該研修を受講するために県外から県内市町村に住民票を移した日とし、転入後の農林漁業研修期間については、申請期間である1年間の算定に含めない。

- (1) 写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券の写し等提示により本人確認ができる書類）
- (2) 本市に転入する前住所地の住民票の除票の写し（2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のもの）。ただし、転居歴があり、除票の写しのみで確認できない場合は戸籍の附票の写しにより確認する。
- (3) ひなた補助金の交付申請に関する誓約事項（別記様式第1号 別紙1）
- (4) ひなた補助金に係る個人情報取扱いについての同意書（別記様式第1号 別紙2）
- (5) ひなた補助金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) 移住元要件に関する書類
 - ア 県外企業等への通勤者のみ提出が必要な書類
 - ・ 県外で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であることが確認できる書類）
 - イ 県外に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ・ 開業届出済証明書（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - ・ 個人事業等の納税（移住元での在勤期間を確認できる書類）
 - ウ 県外の大学等に通学し、県外の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類
 - ・ 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ・ 県外で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (7) 就業・起業移住支援事業に関する書類
 - ア 就業証明書（別記様式第2-1号）（法人就業、専門人材の場合）
 - イ 就業証明書（別記様式第2-2号）（テレワーク就業の場合）
 - ウ 起業支援金の交付決定通知書（起業の場合）
- (8) 農林漁業等就業移住支援事業に関する書類
 - ア 就業証明書（別記様式第2-3号）（個人事業主就業の場合）
 - イ 支援策活用証明書（別記様式第2-4号）（個人事業主就業の場合）
 - ウ 農林漁業研修の受講証明書（別記様式第2-5号）（農林漁業研修の受講後に申請する者のみ）

（交付決定及び額の確定通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、ひなた補助金の交付が適当であると認めるときはひなた補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の規定によりひなた補助金の交付決定を行ったときは、交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）に対して、申請日の翌日から起算して3か月以内又は

交付決定年度の末日のいずれか早い期日までに補助金を交付するものとする。

(交付決定兼確定通知書の再交付)

第8条 補助対象者が、紛失等の理由によりひなた補助金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、ひなた補助金交付決定兼確定通知書再交付申請書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

(再交付決定及び額の確定通知)

第9条 市長は、前条の再交申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかにひなた補助金交付決定兼確定通知書（再交付）（別記様式第5号）を補助対象者に交付するものとする。

(変更等の報告)

第10条 補助対象者は、県要領第4の1（1）に定める要件に該当しなくなったとき、又は県要領第4の3に定めるひなた補助金の返還要件に該当するときは、速やかに変更等報告書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第11条 市長は、日南市ひなた暮らし実現応援事業の適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき、又は宮崎県知事から宮崎県ひなた暮らし実現応援事業の適切な実施を確保するため必要であると要請を受けたときは、支援対象者に対し、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業に関する報告及び立入調査を、宮崎県知事と共同して行うものとする。

(返還請求)

第12条 市長は、ひなた補助金の交付を受けた者が県要領第4の3に定める補助金の返還要件に該当すると認めるときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、ひなた補助金返還請求書（別記様式第7号）により、補助金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認め、宮崎県知事が同意した場合は、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ひなた補助金の交付に必要な事項は、市が宮崎県と協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年7月22日から令和2年3月31日までに転入した者については、以下のとおりとする。

- (1) 移住元の要件については、住民票を移す直前に、連続して5年以上県外に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上県外事業所への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこととする。
- (2) 移住先の要件については、注記1を適用しない。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに転入した者の移住元の要件については、以下のとおりとする。

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、かつ県外事務所へ通勤（雇用者としての通勤にあっては、雇用保険料の被保険者としての通勤に限る。）するとともに（注記1）、住民票を移す直前に連続して1年以上、県外に在住していたこと（注記2）、又は、「宮崎県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領」第5の1（1）①（ア）a及びbの移住元要件に該当すること。

注記1：移住支援金申請において、住民票を移す直前に県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上県外に在住し、かつ、県外事業所への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

注記2：移住支援金申請時において、住民票を移す直前に県内市町村において農林漁業の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前に連続して1年以上県外に在住していたこと。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者については、県要領における東京圏、名古屋圏、大阪圏又は福岡県を県外と読み替えて適用する。
- 3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までに転入した者への交付金額については、2人以上の世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年6月23日から施行し、改正後の日南市ひなた暮らし実現応援事業費補助金交付要綱の規定は、施行日以降に転入した者に適用する。

（読替規定）

- 2 令和5年6月22日以前に転入した者の各要件については、次に記載する者を除き、改正後の県要領のとおりとする。

（1） 就職・起業移住支援事業

ア 移住先に関する要件

県要領第4の1（1）②c 中「転入後1年以内」とあるのは「転入後3か月以上1年以内」と読み替えるものとする。

イ 就職に関する要件

（ア） 一般の場合

県要領第4の1（2）1）④中「対象事業所に就職していること」とあるのは「対象事業所に就職し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職していること」と読み替えるものとする。

（イ） 専門人材の場合

県要領第4の1（2）2）②中「無期雇用契約に基づいて就業していること」とあるのは「無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること」と読み替えるものとする。

（ウ） 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

県要領第4の1（6）④中「転入後1年以内」とあるのは「転入後3か月以上1年以内」と読み替えるものとする。

（2） 農林漁業等就業移住支援事業

県要領第4の2（2）②中「個人経営事業所に就業していること」とあるのは「個人経営事業所に就業し、申請時において当該事業所に連続して3か月以上在職していること」と読み替えるものとする。

別表

実施主体	人材確保支援策の名称
農政課	農業後継者等育成支援事業